

静岡市資源循環啓発施設条例の一部改正について

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市資源循環啓発施設条例の一部を改正する条例

静岡市資源循環啓発施設条例（平成25年静岡市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「市長」を「第16条の規定による指定を受けて啓発施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）」に改め、「認めるときは、」の次に「市長の承認を得て」を加える。

第5条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「認めるときは、」の次に「市長の承認を得て」を加える。

第6条、第7条及び第12条から第14条までの規定中「市長」を「指定管理者」に改める。

第16条を第22条とし、第15条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理）

第16条 啓発施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第17条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第18条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- （1）事業計画が啓発施設の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- （2）事業計画が啓発施設の効果的な管理を実現するものであること。
- （3）事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められるこ

と。

(4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第19条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 体験プラザの施設等の利用の許可に関すること。
- (3) 啓発施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第21条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第16条を第22条とし、第15条の次に6条を加える改正規定（第16条及び第21条に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。